

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四（略）

【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四（略）

②・③（略）

【不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算】

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二（略）

② 公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる

行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第一号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第二号に掲げる行為をすることに代えて第二号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一・二 (略)

- ③ 第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、前条第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

④～⑪ (略)

令和元年改正法附則（抄）

第六条 施行日前に既になくなっていく施行日前違反行為についての課徴金の額の計算については、なお従前の例による。

2～4（略）

5 施行日前に旧独占禁止法第七条の二第十項第一号（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項第一号から第三号まで（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十二項第一号（旧独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定により事実の報告及び資料の提出を行った事業者の課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の四から第七条の六まで（これらの規定を新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年改正前独占禁止法の規定

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑺ （略）

3 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(2) 課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日（令和2年12月25日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日前になくなったものであるときは、課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法（以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。）の規定により行う（令和元年改正法附則第6条第1項）。

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない（旧第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

イ 課徴金算定率（旧独占禁止法の規定による。）

		大企業			中小企業		
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

(注1) 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（旧第7条の2第6項）。

(注2) 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）に対して適用される（旧第7条の2第7項）。

(注3) 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（旧第7条の2第8項）。

(注4) 「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（旧第7条の2第9項）。

(3) 課徴金減免制度

ア 制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される（第7条の5第1項～第3項）。（注1・2）

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）	=	適用される減免率
前	1位	全額免除	+		=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%				最大50%
	6位以下	5%				最大45%
後	最大3社 (注4)	10%		最大20%		最大30%

(注1) 報告した事実、提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の6）。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の4第4項）。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

イ 経過措置

課徴金減免制度による課徴金額の減免については、違反行為が行われた時期に関わらず、施行日前に減免申請が行われた場合は、旧独占禁止法の規定により課徴金の減免が行われ、施行日以後に減免申請が行われた場合は、前記アのとおり、課徴金の減免が行われる（令和元年改正法附則第6条第5項）。

○旧独占禁止法の課徴金減免制度による課徴金の減免

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（旧第7条の2第10項～第13項）。

調査開始	申請順位	減免率
前	1位	免除
	2位	50%
	3～5位	30%
	6位以下	
後	最大3社(注2)	30%
	上記以下	

(注1) 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（旧第7条の2第16項・第17項）。

(注2) 旧独占禁止法の課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。